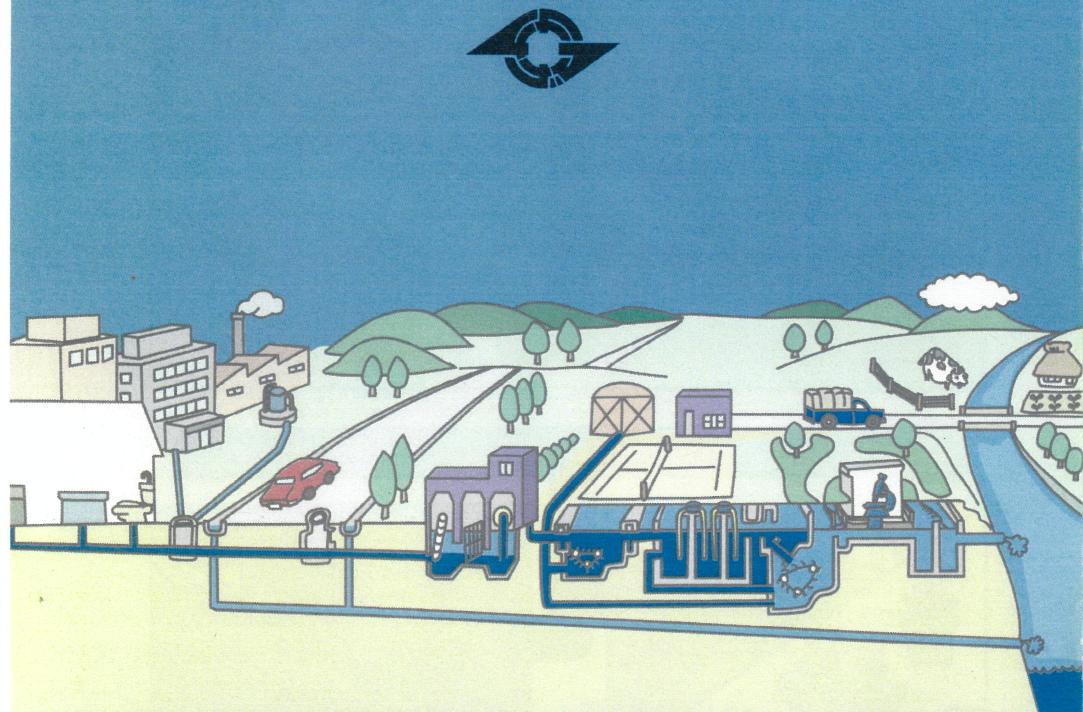


Clean City, Clean Life

水洗化のおすすめ



公共下水道に関するお問い合わせ、ご相談はお気軽にどうぞ

鎌ヶ谷市都市建設部下水道課

公共下水道工事について

受益者負担金・宅内排水設備・使用料について

公共下水道の整備計画について

電話 047-445-1486 (建設係)

電話 047-445-1483 (水洗普及係)

電話 047-445-1474 (計画業務係)



よごれた水は、下水道施設で新しい生命を

下水道の種類

わたしたちは、日常の生活や社会の活動のなかで、たくさんの水を使っています。ここで使われた水をそのまま自然に流し続けると、川や海は汚れを増していくこととなり、やがては生活に必要なきれいな水が欲しいときには、手に入れることができ難かしくなってしまうようになります。

必要な水を、いつまでもきれいなままで使うことが出来るよう、汚れた水をきれいにしていくために生まれた施設が「下水道」です。

下水道は、都道府県や市町村が主体となって事業を進めますが、規模や目的によっていくつかの種類に分けられます。

公共下水道

主として市街地の生活污水や工場排水を集めて終末処理場で、きれいに処理して河川や海域に放流するか流域下水道に排除するもので、市町村が設置し、管理するものです。この施設が出来ると浄化槽がなくても水洗トイレの使用が可能になります。また、污水を流域下水道に排除する公共下水道を「流域関連公共下水道」と呼びます。

さらに、農山漁村の居住環境の改善や観光地などの自然保護を目的として設置されるものを「特定環境保全公共下水道」、市街地の工場や事業所の排水を排除、処理するものを「特定公共下水道」といいます。

都市下水路

主として市街地の雨水を排除するためのもので、降雨時の浸水、滯水を防ぐ働きをします。

流域下水道

河川や海域、湖沼をひとつの単位として、2つ以上の市町村にまたがる地域の污水、雨水などを広域的に処理するものです。都道府県が設置し、管理する大規模な下水道です。

下水道の施設

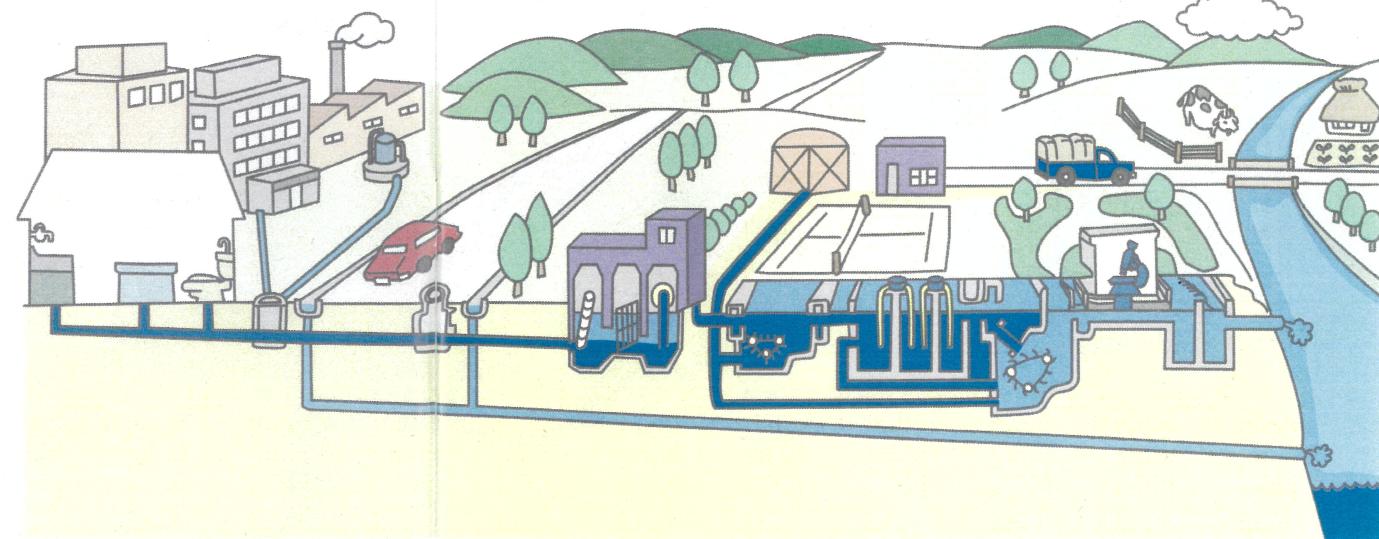
下水道の施設は大きく分けると次のようになります。

排水設備 家庭から出る污水をすみやかに下水管に流すための施設で個人が作ります。

下水管 汚水や雨水を流すためのパイプや管きよで、直径 15cm 位のものから大きなもので、8m のものもあります。

ポンプ場 下水は自然流下で集められるため、勾配のないところでは、滞水することになります。そこで流れてきた污水や雨水を汲み上げて、さらに勾配をつけて流す施設です。

終末処理場 集められた污水を微生物などを利用してきれいな水にするための施設で、下水道施設の心臓部です。



吹きこまれて自然に戻っていきます。

下水の排除方式

汚水と雨水をあわせて下水と呼びます。この下水を排除する方法には、「合流式」と「分流式」とあります。

合流式 汚水と雨水と一緒に集めて終末処理場で処理する方法です。

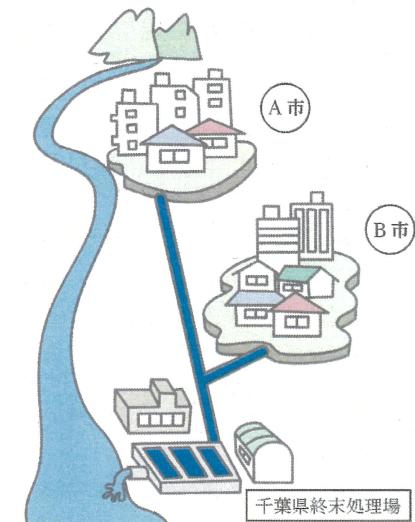
分流式 汚水と雨水を別々に分けて排除する方法です。汚水は下水管を通じて終末処理場できれいな水に処理して川や海に流します。雨水は、そのまま河川や海域に流す方法です。

本市の下水道は…

本市の公共下水道は、流域関連公共下水道で分流式の排除方式を採用しています。

また、現在は一部地域を除き汚水についてのみの処理を行っています。

流域下水道のしくみ



快適な都市生活をおくるために、 下水道の整備を進めています。

鎌ヶ谷市の下水道事業計画

鎌ヶ谷市の下水道計画は、印旛沼流域下水道事業計画、手賀沼流域下水道事業計画及び江戸川左岸流域下水道事業計画の上位計画において位置づけられております。昭和49年度から印旛沼流域関連公共下水道事業、昭和57年度から手賀沼流域関連公共下水道事業、平成24年から江戸川左岸流域関連公共下水道事業に着手しております。

計画処理区域は、印旛処理区228ha、手賀沼処理区1,009ha、江戸川左岸処理区495haで、市の行政面積の約82%となっています。

印旛処理区は昭和59年6月、手賀沼処理区は昭和61年4月、江戸川左岸処理区は平成27年11月に、各流域で一部供用開始を行い、公共下水道をみなさんにお利用いただけるようになりました。

凡 例

記 号	名 称
■	全 体 計 画 区 域
■	計 画 決 定 区 域
■	事 業 計 画 区 域
□	流 域 界
—→	汚 水 幹 線
—→	雨 水 幹 線
—→	流 域 下 水 道 幹 線

江戸川左岸流域関連公共下水道
(江戸川左岸処理区)

江戸川左岸流域下水道市川幹線

手賀沼流域下水道
南部第一幹線

公共下水道計画概略図(令和3年4月1日現在)

手賀沼処理区

<汚 水 >		<雨 水 >	
番号	路 線 名	番号	路 線 名
①	鎌ヶ谷西 1号幹線	⑯	西 部 1号幹線
②	鎌ヶ谷西 2号幹線	⑯	西 部 2号幹線
③	鎌ヶ谷西 3号幹線	⑯	西 部 3号幹線
④	鎌ヶ谷西 4号幹線	⑯	西 部 4号幹線
⑤	鎌ヶ谷西 5号幹線	⑯	西 部 5号幹線
⑥	鎌ヶ谷西 6号幹線	⑯	西 部 6号幹線
⑦	鎌ヶ谷西 6-1号幹線	⑯	西 部 7号幹線
⑧	鎌ヶ谷西 7号幹線	⑯	西 部 8号幹線
⑨	鎌ヶ谷西 8号幹線	⑯	西 部 9号幹線
⑩	鎌ヶ谷西 10号幹線	㉖	富 里 1号幹線
⑪	鎌ヶ谷西 11号幹線	㉖	富 里 2号幹線
⑫	鎌ヶ谷南 6号幹線	㉖	北 部 1号幹線
⑬	鎌ヶ谷南 7号幹線	㉖	北 部 2号幹線
⑭	鎌ヶ谷南 8号幹線	㉖	北 部 3号幹線
⑮	鎌ヶ谷南 9号幹線		
⑯	鎌ヶ谷北 1号幹線		

印旛処理区

<汚 水 >		<雨 水 >	
番号	路 線 名	番号	路 線 名
①	鎌ヶ谷 1号幹線	⑤	東 部 1号幹線
②	鎌ヶ谷 2号幹線	⑥	東 部 2号幹線
③	鎌ヶ谷 3号幹線	⑦	東 部 3号幹線
④	鎌ヶ谷 4号幹線	⑧	東 部 4号幹線

江戸川左岸処理区

<汚 水 >		<雨 水 >	
番号	路 線 名	番号	路 線 名
①	鎌ヶ谷南 1号幹線	⑫	南 部 1号幹線
②	鎌ヶ谷南 2号幹線	⑬	南 部 2号幹線
③	鎌ヶ谷南 3号幹線	⑭	南 部 3号幹線
④	鎌ヶ谷南 4号幹線	⑮	南 部 4号幹線
⑤	鎌ヶ谷南 5号幹線	⑯	南 部 5号幹線
⑥	鎌ヶ谷南 6号幹線	⑯	南 部 6号幹線
⑦	鎌ヶ谷南 7号幹線	⑯	南 部 7号幹線
⑧	鎌ヶ谷南 8号幹線	⑯	南 部 8号幹線
⑨	鎌ヶ谷南 9号幹線	⑯	南 部 9号幹線
⑩	鎌ヶ谷南 2-1号幹線	⑯	鎌ヶ谷南 2-1号幹線
⑪	鎌ヶ谷南 4-1号幹線		

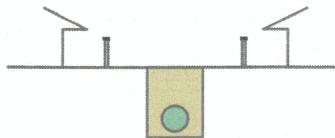
公共下水道工事の進め方

公共下水道工事が完成するまでの流れ

- ① 説明会を開催します。
※工事施工箇所が狭い範囲の場合、説明会に代えて個別に説明にお伺いすることができます。
- ② 地下埋設物（ガス管・水道管）が下水道管の埋設に支障となると判断された場合、地下埋設物の移設工事が行われます。
- ③ 地面を掘削し、下水道本管を布設していきます。
- ④ 各家庭に公共樹を設置し、取付管により本管に接続します。
- ⑤ 本管布設工事（公共樹・取付管を含む。）が完成したら、工事完成検査が行われます。
(検査に合格した後に使用開始の通知が各世帯に送付されますので、その後宅地内の排水設備工事を行っていただくことになります。)

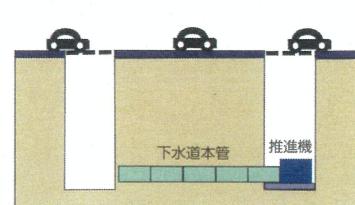
工事方法（開削工法）

・本管工事



工事方法（推進工法）

・立坑から、下水管を押し込みながら、埋設する工法
本管工事



公共下水道工事の際に提出するもの

市では、住みよい街づくりの一環として公共下水道を計画的に整備しておりますが、皆様のお住まいになっている地域が公共下水道工事を施工することとなった場合、公共下水道（公共樹・取付管）設置位置申請書及び公共下水道設置承諾書の提出していくこととなります。

公共下水道工事は皆様のご協力により進めていく事業ですので、よろしくお願いいたします。

なお、提出書類は、工事着手後に配布いたします。

また、土地所有者で共有者がいる場合は、共有者へのご連絡をお願いします。

提出書類（承諾書及び申請書は、後日工事請負業者が回収に伺います。）

○公共下水道（公共樹・取付管）設置承諾書

汚水取り込み用の「公共樹」は市で設置（1個）します。

○公共下水道設置位置申請書

公共樹の設置位置は原則として道路との境界から1メートル以内となりますので排水に便利な位置を記入してください。

私道に公共下水道を設置するには

公共下水道認可区域内の私道に公共下水道を布設する場合の取り扱い要綱に基づき、一定条件を備えている場合には、申請により私道（個人が所有している道路）に公共下水道管を設置します。

○設置の条件

市において公共下水道管を布設する私道は、当該道路が接続する公道又は私道に接続可能な公共下水道管が布設済であり、かつ次の条件を備えたものとなります。

1. 一般の交通に利用されている道路幅員が1.8メートル以上の道路であること。ただし、幅員が1.8メートル未満であっても、公共下水道管の布設に支障がないと認められる場合は布設することが出来ますのでご相談ください。
2. 当該道路に面した所有権の異なる家屋（公道に面した家屋を除く。）が2戸以上あり、かつ独立した生計を営む者がいること。
3. 敷地延長とみなされないものであること。
4. 私道の所有者全員が公共下水道管の布設を承諾していること。
5. 新たに敷地造成を行い家屋を建設するものでないこと。

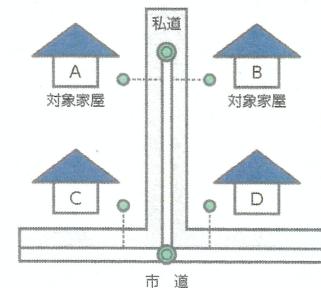
○提出していただく書類

どなたか1名を代表者と定め、公共下水道管布設申請書（別記第1号様式）に署名し、次の書類を添付して提出してください。

- ① 公共下水道管布設希望者名簿（別記第2号様式）
(公共下水道管を使用する家屋の所有者又は土地所有者が署名して下さい。)
- ② 土地所有者の公共下水道管布設承諾書（別記第3号様式）
(私道及び私道に接する宅地の土地所有者全員が署名してください。)
- ③ 私道位置図及び土地所有者の区画図
- ④ 当該申請道路並びに隣接地を含む公図の写し
- ⑤ その他市長が必要（確約書等）と認めるもの。

私道申請フロー

1. 管渠の布設について関係者の総意を得ること。
2. 代表者を選出（市との連絡調整役）すること。
3. 下水道課へ申請相談すること。
4. 地権者調査及び関係書類作成（市）
5. 関係地権者からの申請書類の収集を行うこと。
6. 申請書類を市に提出すること。
(申請書受領から公共下水道管布設決定通知書の送付までの間については連絡は行いません。)
7. 工事の予算化
8. 公共下水道管布設決定通知書の送付
9. 工事の施工



下水道施設をつくる「受益者負担金」

建設費の一部になる負担金

住みよい環境づくりをすすめる下水道施設を整備するためには、長い年月と巨額の建設費を必要とします。

この建設費用は、国等からの補助金、市債（国などからの借入金）、繰入金、受益者負担金などによって賄われています。

なぜ受益者負担金制度が必要なのでしょう

下水道を早くつくるために、各市が採用している受益者負担金制度を本市においても実施していますので、皆さんのご協力をお願いします。

道路、公園などの公共施設は、不特定多数の方が利用できますが、下水道施設の場合は、整備することによって利用できる地域の人びとが限られてきます。

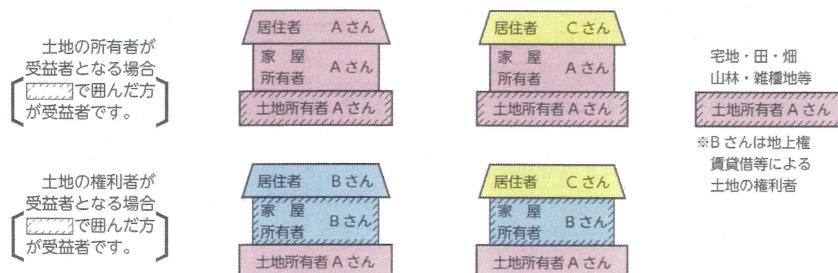
このように限られた方々だけが利用する下水道施設の費用を税金だけで賄うことは、下水道を利用できない方にも負担していただくことになり、負担方法として公平性を欠くことになります。

負担の公平を期する意味からも、また、建設費の一部を下水道整備により利益を受ける人達に負担していただくことにより、財源を確保し、より一層の整備促進をしようというのが「都市計画法」に基づく、この受益者負担金制度です。



納める人は――

受益者負担金を納めていただく人を「受益者」といいます。受益者は原則として、公共下水道を整備する処理区域内にある土地の所有者及び権利者（地上権、質権、使用貸借、賃貸借）です。したがって、借家人など土地に権利を持たない人は、受益者にはなりません。



負担金の対象となる土地――

公共下水道を整備する区域内の土地にあって宅地、田、畠、山林などで、国、県、市、個人の所有する、すべての土地です。

負担金の額――

受益者負担金は、負担区や土地の広さによって異なります。

原則的には、単位負担金（1m²当たり）に所有する土地（または権利のある土地）の面積を乗じて算出されます。

受益者の申告――

賦課対象区域が公告されている地域の土地にかかる所有者の方々に、公簿により調査した地番、地目、地積などを記入した「鎌ヶ谷市下水道事業受益者申告書」を送付します。

送付された申告用紙に記載されている内容を確認のうえ、定められた期日までに申告していただきます。また、土地に権利者がある場合は連署して受益者の申告をしていただきます。

もしも、申告がなかった場合は、土地の所有者に認定賦課することになります。

納める方法は――

受益者負担金は5年に分割し、さらに1年を2期に分けて納めていただきます。

市から毎年6月中旬に「下水道事業受益者負

担金納入通知書兼領収書」を送付しますので、市役所又は指定の金融機関で納めて下さい。

前納について――

受益者負担金の納付方法は、受益者の負担を考慮して分割納付を原則としていますが、受益者からの申し出により5年分全額又は、1年分をまとめて一括納付することが出来ます。

負担金の徴収猶予と減免――

受益者負担金制度には、受益の程度、受益者の負担能力などに応じて、一定期間徴収を猶予したり、負担金を減免する措置があります。

詳細については、市にご相談ください。

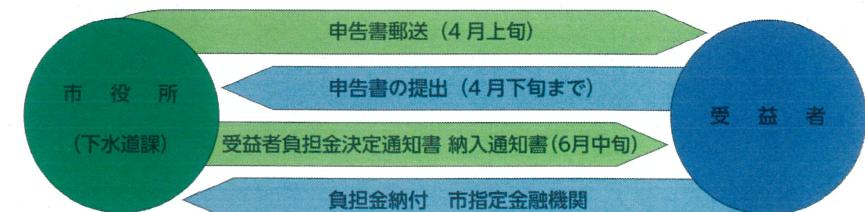
受益者、住所などの変更――

受益者負担金が賦課されたのち、負担金の対象となっている土地が売買、相続などにより受益者が変わったときは、速やかに市に申し出てください。この場合、旧受益者から地位を継承する新受益者の方に引き続き納付していただきます。

また、住所等が変わったときも、申し出てください。

納	第1期	6月16日から6月30日まで
期	第2期	12月16日から12月25日まで

受益者の申告から納入まで



はじめます。さわやかなくらし…

公共下水道の工事が終わると、終末処理場で汚水の処理が開始されます。公共下水道を使用できるようになった地域を「下水処理区域」といい、供用(使用)開始の年月日、地域などが

公示されます。そうしますと、みなさんのご家庭では、汚水を公共下水道に流すことができるようになります。そして、清潔な水洗トイレの使用もできるようになります。

清潔で住みよい環境のまちになります

きたないドブやミゾがなくなります。そのため、蚊やハエの発生を防いで、疫病の心配もなくなります。そして、街なみも美しく、快適で安心したくらしができます。

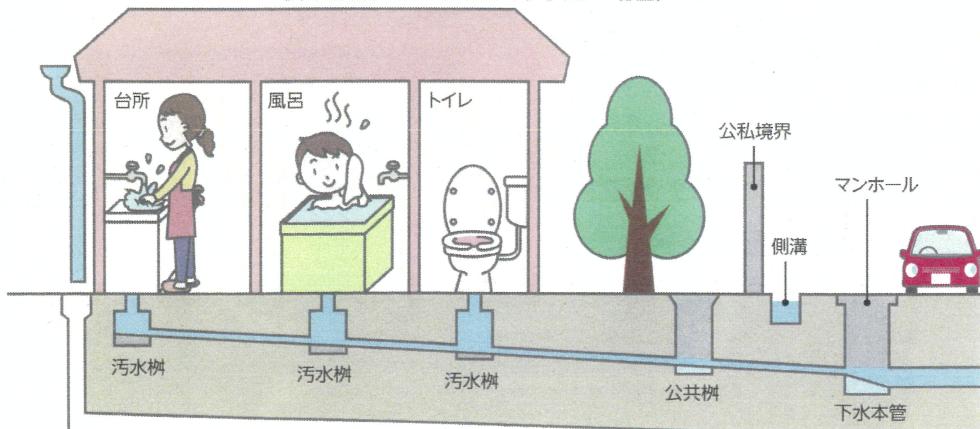
さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供はもちろんお年寄りでも安心してトイレを使うことができ、異臭にも悩まされることがなくなります。

川や海の水がきれいになります

家庭から出る汚れた水は、下水管で終末処理場に集められ、きれいにしてから川や海に流します。そのため、魚や他の生物が棲むことができる清流がよみがえります。

排水設備（分流式公共下水道の場合）



個人で設置・管理する部分
排水設備

市で設置・管理する部分
公共下水道

トイレの水洗化など排水設備をつくることは、みんなの義務となります。

排水設備とは

公共下水道に汚水を流すためには、それぞれのご家庭で排水設備を作らなければなりません。この排水設備は、宅地内に排水管・汚水樹などを作って、ご家庭の台所・洗濯・洗面・風呂・水洗トイレなどから出る汚水を、速やかに公共下水道に流す役割を果たしています。排水設備は、皆さん個人で作り、保守・点検などの管理をしていただくことになります。

トイレの水洗化は、3年以内に――

くみ取り便所は水洗便所に

公共下水道の使用ができるようになると、みなさんのご家庭で従来から使用している、くみ取り便所は、供用開始から3年以内に公共下水道に直接流すことができる水洗トイレに改造することが法律（下水道法第11条の3）で義務づけられています。



除害施設をつくりましょう――

公共下水道が完成したからといって、どんな水でも流せるというわけではありません。工場や事業所から出る汚水には家庭のものとちがった有害なものが含まれているため、下水管を傷めたり終末処理場の正常な運転を妨害します。その結果、川や海などの自然環境を守るという下水道の大切な役割が妨げられてしまいます。

そこで、工場や事業所から出る汚水中の有害な物質を取り除いて基準以下の水質にする施設を設置することを法律で定めています。

浄化槽は直接放流式に

汚水は、終末処理場で処理されるので、浄化槽は必要なくなります。浄化槽をご利用の世帯は、できるだけ早く廃止して、公共下水道に直接放流しなければなりません。

(下水道法第10条)

台所・風呂場からの汚水も公共下水道へ

公共下水道が使用できる区域内の土地所有者、使用者または占有者は、遅滞なく台所、風呂、洗濯などから出る汚水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

雨水は雨水管又は道路のU型側溝にながして下さい。

汚水の排水設備だけでなく、雨水の排水設備も設置しなければなりません。

雨水は、便所等の汚水の流れの汚水管へ絶対に流さないで下さい。

(下水道法施行令第8条)

宅内排水設備工事のお申込は、指定工事店へ…

市では、排水設備の設置やトイレの水洗化改造工事を適切な価格と良心的で安心できる施工を行っていただけるように「鎌ヶ谷市排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店は法律や条例で決められた基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しているとともに、

工事に必要な諸々の手続きを申請者に代わって行えるよう市が指導と監督をしています。工事を指定工事店以外のところで行いますと、無資格工事となって工事のやり直しや罰則がかけられますので、ご注意ください。

1 供用(処理)開始公示

市の下水道工事が終了すると市から下水道処理区域として公示があります。公示された区域以外は排水設備工事はできません。



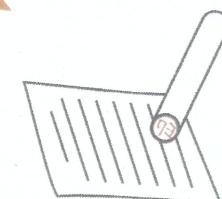
2 工事依頼

指定工事店に工事を依頼します。



3 設計・見積

指定工事店は実態を調査したうえ、設計・見積をします。

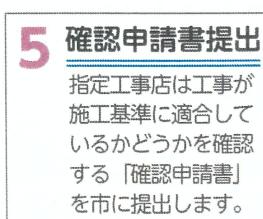


4 契約

内容をよく確かめて、契約します。

5 確認申請書提出

指定工事店は工事が施工基準に適合しているかどうかを確認する「確認申請書」を市に提出します。

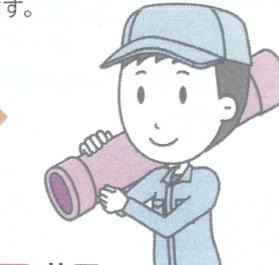


6 確認書通知

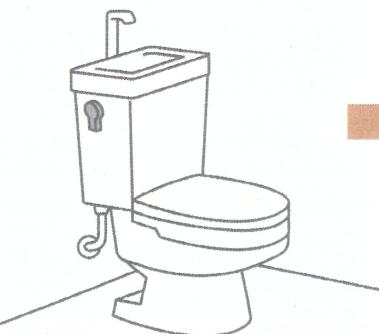
工事が適正であると認めた場合、確認の決定を申請者に通知します。申請者は、指定工事店に通知があったことを連絡してください。

7 施工

工事はおよそ2日程度で終わります。



8 完成



9 工事完了届及び使用開始届提出

工事完了届及び使用開始等届を市に提出します。



10 完了検査

市の検査員が派遣され、検査を行った後、検査済証を交付します。



11 使用開始

さあ、きょうから自然とくらしをクリーンアップ



(ご注意) 指定工事店以外の人が工事したものについては、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の助成制度も、ご利用できなくなります。また、この工事は、無効となり、やり直していただくようになりますので、ご注意ください。

(お願い) くみ取り便所からの改造工事が終了しましたら、遅滞なくくみ取り廃止の届出を行ってください。

工場、病院、レストラン、ガソリンスタンド等にあっては、除害施設の設置その他について、あらかじめ下水道課にご相談ください。

工事はこんなに簡単です…

水洗トイレへの改造を含め室内改造工事に必要とする日数は、約2日程度です。簡単な工事をするだけで、さわやかな生活があなたのものになります。

工事の手順は以下のとおりです。

あらかじめ、市の指定工事店と打合わせをしてください。
指定工事が設計、見積りをしたのち、工事日を決定します。



工事は、日常生活の支障のない、外部工事から開始して、最後に便槽の取りこわしや水洗便器などの取付けの内部工事を行います。
工事中、トイレが使用できないのは半日程度です。

台所や浴室の排水には、トラップ（防臭装置）をつきます。また、くみ取り便槽は、きれいにくみ取って洗ったのち、底に穴をあけ、土砂で埋めます。



工事完了後、市の検査員が、指定工事店の立ち会いのうえ、検査します。

検査終了後、検査済証をお渡しいたしますので、玄関などよくわかるところに貼ってください。



トイレ等の改造工事にかかる費用は――

トイレを水洗化する場合、工事の規模などによって異なりますが、一応の目安として次のようにあります。なお、概算費用には床木工事の大工費用、タイル張工事などの左官費用などは、含まれません。

1. くみ取り式からの場合

およそ35万円です。

2. し尿浄化層式からの場合

およそ25万円です。

室内排水設備工事は融資利用して…

助成制度をご利用ください――

水洗トイレ等室内改造をするには、かなりの費用がかかります。そこで、市では一日も早く工事ができるように、改造資金の融資あつ旋を行うとともに、利子補給の制度を設けています。

どうぞご利用ください。

助成制度を利用したい方は、確認申請書の提出の前に、所定の申請書を提出してください。

助成が決定されると、市から決定通知書をお送ります。

(注：すでに工事着手または工事が完了した後に申請することはできません)

融資の内容

- 融資額 5万以上30万円以内
大便器1ヶ所増すごとに
15万円を増資
(限度額200万円まで)
- 返済期間 36ヶ月以内
- 利率 借入時の利率
- 返済方法 元利均等償還

助成制度をご利用できる人――

改造資金の融資あつ旋をご利用になるには次の(1)～(5)の条件を備えていなければなりません。

(1)建物の所有者または改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者で法人以外のものであること。

(2)市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(3)本市に住所を有していること。

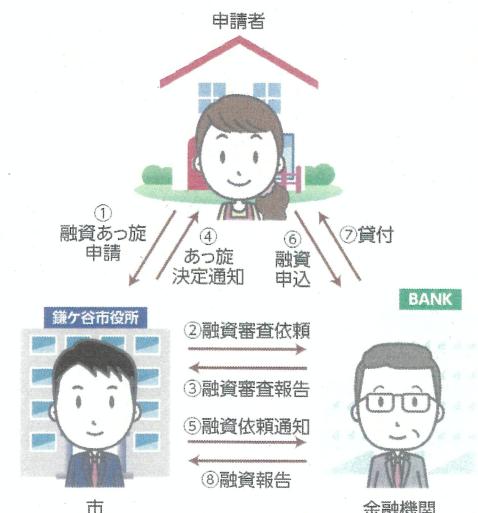
(4)公示された下水の処理開始日から3年以内に工事を完成できる人であること

(5)融資取扱金融機関の貸付条件(年齢・収入等)に適合していること。

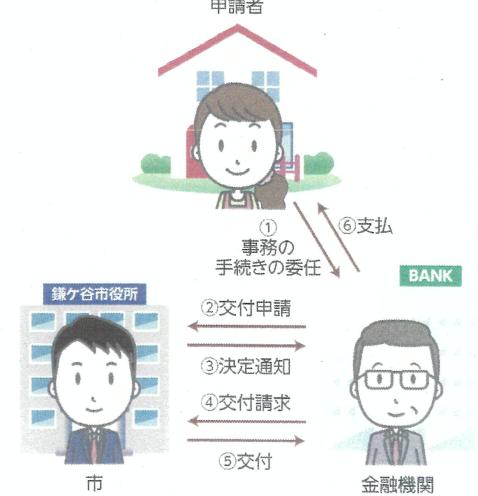
(貸付条件は取扱金融機関にお問合せください。)

水洗便所改造資金融資のあつ旋及び利子補給

○融資のあつ旋



○利子補給



下水道使用料は、維持管理費にあ

公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて使用者から下水道使用料をいただることになります。お支払いいただいた使用料は、ポンプ場や終末処理場の運転、下水管路の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用の一部にあてられます。

下水道使用料を納めていただく人

家庭や工場などから汚水を公共下水道に流す人は、すべて対象になります。

なお、新たに公共下水道に流そうとする人は、下水道使用開始等届を市に提出してください。

使用料の計算は――

下水道使用料は、原則的には上水道使用水量に基づいて決められますが、井戸水などの地下水を使用している場合には、使用者人員、用途等を調査のうえ、認定して算出いたします。

使用料金は、累進制――

下水道の使用料は、上水道の使用水量に比例しますので、使用水量が多ければ多いほど料金(1m³当り単価)が高くなります。

大切な資源を節約し、省エネルギーを図ることが皆様の負担を軽くします。

使用料金のお支払いは――

原則として2ヶ月ごとに計算し、お支払いいただきます。

下水道使用料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

【下水道使用料金の計算例】

2ヶ月分の使用水量を2分の1にして1ヶ月分毎に使用料を計算します。

2ヶ月で使用水量4.3m³を使用した場合、1ヶ月分を2.2m³と2.1m³に分けます。

区分	汚水排除量(使用水量)	料金	税込料金
一般汚水 1m ³ につき	基本料金 10m ³ まで	953円	1,048.3円
	10m ³ を超え20m ³ まで	150円	165円
	20m ³ を超え30m ³ まで	195円	214.5円
	30m ³ を超え50m ³ まで	248円	272.8円
	50m ³ を超え100m ³ まで	293円	322.3円
	100m ³ を超え500m ³ まで	328円	360.8円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで	364円	400.4円
	1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	402円	442.2円
	2,000m ³ を超える分	442円	486.2円
	浴場汚水 1m ³ につき	40円	44円

下水道使用料金表(1ヶ月につき) 令和元年10月1日より

区分	汚水排除量(使用水量)	料金	税込料金
一般汚水 1m ³ につき	基本料金 10m ³ まで	953円	1,048.3円
	10m ³ を超え20m ³ まで	150円	165円
	20m ³ を超え30m ³ まで	195円	214.5円
	30m ³ を超え50m ³ まで	248円	272.8円
	50m ³ を超え100m ³ まで	293円	322.3円
	100m ³ を超え500m ³ まで	328円	360.8円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで	364円	400.4円
	1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	402円	442.2円
	2,000m ³ を超える分	442円	486.2円
	浴場汚水 1m ³ につき	40円	44円

*下水道使用料は、水道検針の翌月に2ヶ月分を請求させていただいております。

1ヶ月毎の計算につき、合計額1円未満の端数は切り捨てです。

てられます…

使用開始等届出について

お住まいの地区が、公共下水道の処理区域となり、使用する排水設備が公共下水道に接続された方は、速やかに『使用開始等届』が必要となります。また、使用開始後住所、使用水、人数や名義人等届出内容に変更が生じた場合は、そのつど各種届出が必要です。

特に井戸水使用のご家庭は、人数や使用水に変更があった場合、または休止した場合は使用料が増減する等の影響がありますので、忘れずに届出をお願いします。

住民票の異動をしただけでは自動的に下水道の使用開始、休止、人数変更とはなりませんのでご注意ください。

使用水	届出要件	届出区分	千葉県企業局
水道水のみ	世帯転入	開始	
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
水道・井戸水併用	水道水以外の水を追加又は変更	その他(使用者変更)	

水道・井戸水併用	届出要件	届出区分	千葉県企業局
水道・井戸水併用	世帯転入	開始	
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
井戸水のみ	※使用者人数の増・減	その他(人数変更)	
	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	鎌ヶ谷市

井戸水のみ	届出要件	届出区分	千葉県企業局
井戸水のみ	世帯転入	開始	
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
水道水の追加及び変更	水道水の追加及び変更	その他(使用水変更)	
	使用者人数の増・減	その他(人数変更)	
※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	鎌ヶ谷市

平成30年1月検針分より使用料の賦課・徴収事務は千葉県企業局に委託しています。
上記の手続き及び料金等のお問い合わせは、県水お客様センターまでご連絡お願いいたします。
※については鎌ヶ谷市にお問い合わせください。

県水お客様センター

平日 8：45～18：00 土曜 8：45～17：00 / TEL 0570-001245 (ナビダイヤル)

上手に使いましょう

公共下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。

下水道は、みんなで使う公共財産です。

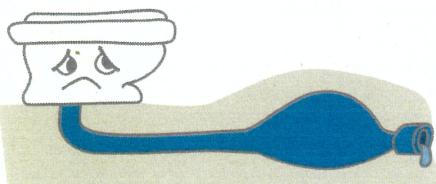
下水道を使う1人1人がルールを守って上手に使うよう心がけましょう。

台所のゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油等の廃油は、排水管の詰まりの原因や終末処理場の機能を低下させますので流さないように。

水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けにくい紙（ティッシュペーパーなど）や紙おむつ、タバコやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因となります。



水洗トイレの故障は――

水洗トイレが詰まって流れない

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」でなおりります。1つ備えておくようにしましょう。それでもなおならないときは、お宅の工事を行った指定工事店にご連絡ください。

水洗トイレの水が止まらない

トイレを使用したあと水がとまらなかつたり、便器にいつもよろよろと水が流れている場合は、タンクに給水する管についている「止水せん」をドライバーで締めて水を止めてください

みんなの下水道。

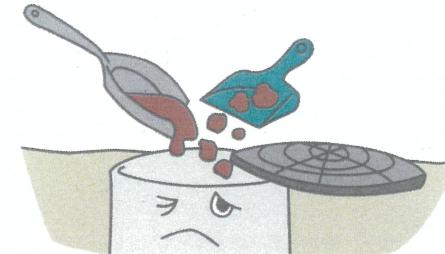
アルコールやガソリンを流さない

揮発性の高い危険物を流すと、管の中で爆発したり、管を損傷することがあります。



マンホールにゴミや土砂を捨てない

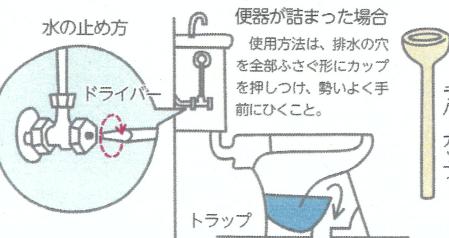
マンホールは下水管の点検や修理をするものですので、土砂やゴミを捨てないように。



下水管の近くには植樹しない

下水管に樹根が侵入してつまりや破損の原因になります。

い。タンク内のくさりがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていたらとりかえましょう。修理が必要なときは、**指定工事店**に依頼してください。



ムダなく資源化して再利用。

地球上の限られる資源の枯渇を防ぐため、資源の節約と再利用が図られていますが、下水道の分野でも、いろいろなところで、創意工夫が積極的に進められています。

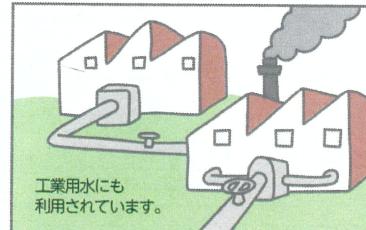
水の再利用



新幹線の洗車用にも使われています。



公園などのふん水にも使われています。

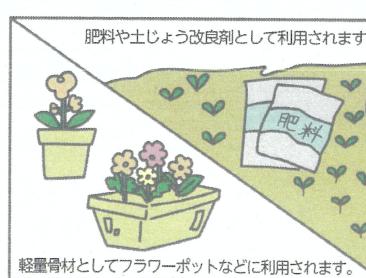


工業用水にも利用されています。



散水車にも利用されています。

汚泥の利用



肥料や土じょう改良剤として利用されます。



埋め立てに利用されます。

汚泥は脱水機にかけられて水分をしぶりとられます。水をしぶりとられた汚泥は、脱水ケーキと呼ばれています。この脱水ケーキを利用します。

また、下水汚泥から発生する消化ガスを回収し、発電を行い処理場の動力源としているところもあります。